

< 通年雇用助成金 >

冬期間（1月～4月）に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成

- ※ <> は生産性要件を満たした場合
- ※ () は中小企業事業主以外
- ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
継続して就業させる…① (事業所内就業または事業所外就業)	支払った賃金の 2/3【1回目】、1/2【2・3回目】 +就労のための移動経費
休業手当を支給	支払った手当・賃金の 1/2【1回目】、1/3【2回目】
季節的業務以外の業種への転換	支払った賃金の 1/3
職業訓練をさせる	① の額に訓練経費分を加算 訓練経費の 1/2～2/3
通年雇用のための新分野進出	① の額に事業所整備分を加算 整備に要した費用の 1/10
季節トライアル雇用	常用雇用後の賃金の 1/2 (トライアル雇用助成金の額を減額)

※ いずれも上限額あり

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	申請様式	提出先
パンフレット 【 PDF 形式 298KB 】	ダウンロードページへ	各 ハローワーク